

企画競争実施の公示

令和4年7月29日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
契約担当役 副理事長 寺田 吉道

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

- (1) 業務名 令和4年度広報企画支援業務
- (2) 業務内容 本業務の目的は、PR業界において高度な知見・ノウハウを有する者による顧問的助言をはじめとした広報企画支援を受けることで、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下、「当機構」という。）による広報活動の質の向上を図ることである。それにより、当機構の事業に対する社会的な認知・理解の向上に資する広報活動が可能となり、円滑な事業推進に繋がると考えられる。業務内容は、「①広報課題への対応策の検討、実施に向けた支援（リテナー契約による広報コンサルティング）」、「②認知度調査の実施及び分析」である。詳細は、仕様書のとおりである。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月17日まで

2 企画競争参加資格要件

企画提案書の提出者は、以下に掲げる資格を満たしているものであること。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第4条又は第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和04・05・06年度全省庁統一資格において、「役務の提供等」（等級及び地域は問わない。）の競争参加資格を有している者であること。
- (3) 企画提案書の提出期限の日から見積合わせの時までの期間において、「関東甲信地区」において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号。以下「指名停止等措置要綱」という。）に基づく指名停止、又は国の各省各庁から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 企業の業務実績に関する要件
平成29年度以降に完了した、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数300人以上の企業に限る。）の、広域的な広報企画支援に係る業務（リテナー契約による広報コンサルティング業務を含む業務に限る。再委託による業務は含まない。）の実績を1件以上有すること。

(6) 配置予定の総括責任者に関する要件

平成 29 年度以降に完了した、国の行政機関、独立行政法人、特殊法人、認可法人、地方公共団体又は民間企業（従業員数 300 人以上の企業に限る。）の、広域的な広報企画支援に係る業務（リテナー契約による広報コンサルティング業務を含む業務に限る。再委託による業務は含まない。）の経験を 1 件以上有すること。

3 手続等

(1) 担当支社等

〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1 横浜アイランドタワー25 階
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
本社 経理資金部会計課
電 話 045 - 222 - 9049
F A X 045 - 222 - 9047
電子メールアドレス kaikei.hns@jr-tt.go.jp

(2) 説明書等の交付期間、交付方法及び交付場所

ア 交付期間 本公示の日から令和 4 年 8 月 23 日まで。
イ 交付方法 当機構ホームページからダウンロードすること。
ウ 交付場所 アドレス <https://www.jr-tt.go.jp/>

(3) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和 4 年 8 月 23 日 16 時 00 分。
イ 提出場所 (1)に同じ。
ウ 提出方法 郵送、信書便（民間業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 2 項に規定する信書便をいう。以下同じ。）、持参、電子メール又は FAX（郵送の場合は書留郵便、信書便の場合は書留郵便と同等のものに限る。電子メール及び FAX による場合は、押印を省略する場合に限り認めるものとし、提出後は、着信確認のため、提出先に電話により確認すること。以下「郵送等」という。）により提出すること。

なお、押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

(4) 企画提案に関するヒアリング実施の有無、日時及び場所

ヒアリング実施の有無 実施しない。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で 2 次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を

行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、契約事務規程に基づく契約手続の完了までは、当機構との契約関係を生じるものではない。
- (8) 契約に係る情報提供の協力依頼

次のいずれにも該当する契約先は、当機構から当該契約先への再就職の状況、当機構との間の取引等の状況について情報を公開することとなりましたので、御理解と御協力をお願いいたします。

ア 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

イ 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- (9) その他の詳細は説明書による。